	平成２９年第５回霧島市農業委員会定例総会
日時	平成２９年５月３１日（水）
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　１０番　東　鶴　昭　雄 １１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信　　１３番　森　田　勝　美 １４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治　　１６番　杢　田　正　人 １７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子　　１９番　濵　田　康　男 ２１番　宮　園　　稔　　２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭 ２４番　大　山　茂　美　　２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己 ２７番　岩　元　広　幸　　２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美 ３０番　重　廣　加代子　　３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄 ３３番　中　園　真　一　　３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲 ３６番　笹　峯　久　雄　　３７番　中　村　和　志
欠席委員	９番　　本　村　　忠　一 ２０番　　厚　地　　覺
事 務 局 振興グループ 農地グループ 振興グループ	局　　長　　内　田　　大　作 グループ長　　本　村　　浩　孝 グループ長　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志 主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について

開会　午後２時３５分

内田事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	皆さん、こんにちは。 本日は９番委員、２０番委員より欠席届が提出されております。 本日の出席委員は３５名であります。 定足数に達しておりますので、ただいまから、平成２９年第５回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案修正がありますので報告させます。事務局。
議長（会長）	次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。
内田事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔１１件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定によりまして、１３件の通知があったことを報告します。内容につきましては議案書をご確認ください。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは、議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届け出が２件提出されましたので審議を求めます。 それでは、調査委員の意見報告を求めます。　１番及び２番を、３番委員。
３番委員	１号１番と２番を続けて報告いたします。 申請地は止上公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北、南、西は田、東は山林である。利用変更目的は田として利用するものである。工事内容は川砂を１０ｃｍ盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 続きまして、１号２番を報告します。 申請地は止上公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北、南、西は田、東は道路である。利用変更目的は田として利用するものである。工事内容は盛土を８０ｃｍするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	（なしとの声あり）
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の２件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転３件、利用権設定１２１件の計１２４件について市長より意見を求められていますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定１２１件のうち、８５件は再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、新規の３６件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番を３０番委員。
３０番委員	２号所有移転の１番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地３筆合計＊＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年５月８日に提出されました。なお、本件は譲受人である農地所有適格法人の社員が当該法人に利用権の設定を行うため、例外的に受け手要件の適用が除外されるものであります。譲受人は、現在経営面積があっせん基準を満たさないが、＊＊＊の社員であり、本件の所有移転完了後には、借人が譲受人から借り受ける予定です。また、利用権設定の３５番にて同時申請がなされています。借人は農地所有適格法人であり、現在１６４，９１１．４８㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事し、申請地を効率的に利用することができると認められる。また、農機具も完備している。取得後に、周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。以上のような理由により、＊＊＊は、利用権設定を受ける要件を備えているため、譲受人は特例の適用により、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の２番を１３番委員。
１３番委員	２号所有権移転の２番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年５月１０日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在１１，０６４㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に、周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の６０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	所有権移転の５の３番を２０番に代わり２１番委員。
２１番委員	２号所有権移転の３番を報告します。 本件については、農地売買等事業により、譲渡人と譲受人との間で申請地４筆合計＊＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る計画書が平成２９年５月１０日に提出されました。以下、譲受人が農地売買等事業にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて、報告いたします。 譲受人は、認定農業者であり、現在１１４，８２５㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の

	利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。その経営面積も、あっせん基準の２１０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に利用権設定の５の１番及び２番を２３番委員。
２３番委員	２号利用権設定の１番と２番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在５３６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。補足説明ですが、借人は＊＊＊の息子であり後継者です。
議長（会長）	次に５の３番及び５番を１２番委員。
１２番委員	２号利用権設定の３番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在９，３３１㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして５番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１４，１４８㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の１１番を３０番委員。
３０番委員	２号利用権設定の１１番を報告します。 借人は、担い手農家であり、現在４，２２３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の２２番を２０番委員に代わり２１番委員。
２１番委員	２号利用権設定の２２番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在３９，６７６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の２４番を２３番委員。
２３番委員	２号利用権設定の２４番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１３，９４５㎡すべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の５１番を１０番委員。
１０番委員	２号利用権設定の５１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２１，１５６㎡のすべてについて耕作している。また、専業

	農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の５５番から５６番及び５７番を２２番委員。
２２番委員	２号利用権設定の５５番から５６番、５７番は借人が同一人のためまとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在８，４８７㎡すべてについて耕作している。また、兼業農家であるが、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の５９番及び６２番を５番委員。
５番委員	２号利用権設定の５９番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在５，８９４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして、６２番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在３３，４１９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の６３番を２２番委員。
２２番委員	２号利用権設定の６３番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在４，８４７㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であるが農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の６５番及び６６番を５番委員。
５番員	２号利用権設定の６５番と６６番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在３０，７１９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の６７番を１０番委員。
１０番委員	２号利用権設定の６７番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１７２，３２４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の７２番を５番委員。
５番委員	２号利用権設定の７２番を報告します。 借人は、担い手農家であり、現在１２，１８８㎡のすべてについて耕作している。また、専

	業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の７３番及び７４番を１７番委員。
１７番委員	２号利用権設定の７３番と７４番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在２８，９２１㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であるが、農作業に従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の８１番及び８３番を１８番委員
１８番委員	２号利用権設定の８１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在４２，６６９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして、８３番を報告します。 借人は、現在１６，４５３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。８１番の借人のところで８３番借人が貸しまして、後のほうでまた８３番借人が借りているわけですが、家の近くの土地を借人が集積して、遠いところを８１番借人に貸したということです。以上です。
議長（会長）	次に５の８７番を３３番委員
３３番委員	２号利用権設定の８７番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１９，６８３㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の９０番を２番委員。
２番委員	２号利用権設定の９０番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２９，８３１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の９１番を１４番委員。
１４番委員	２号利用権設定の９１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在２２，３９５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の９３番を３７番委員に代わり１１番委員。

１１番委員	２号利用権設定の９３番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在９，１９４㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の１０１番を１４番委員。
１４番委員	２号利用権設定の１０１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在８，６１９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の１０３番から１０６番までと、５の１１０番から１１３番までを２番委員。
２番委員	２号利用権設定の１０３番から１０６番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在２０，４３４．９７㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 ２号利用権設定の１１０番から１１３番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５の１１８番を２４番委員。
２４番委員	２号利用権設定の１１８番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在８，７００㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。借人が高齢のため、本人から話を聞いたところ主な農作業を娘さんが手伝ってくれるとのことです。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
議長（会長）	２１番委員。
２１番委員	事務局に確認ですが、対価としまして１反分や１０ａ当りいくらと書いてありますが、これは物納の籾で表すときはやはり１反分ですか。
江藤主任主事	質問にお答えします。今回、議案の表示が変更となり見方が非常に分かりづらいのですが、円／１０ａと記載があるものと／１０ａの記載があるものがあり、円の記載があれば１０ａ当りの金額、／１０ａと記載があれば物納ということになります。
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を６番委員。
６番委員	３号１番を報告します 申請地は小畑公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９６０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	２番から３番を１９番委員。
１９番委員	３号２番を報告します。 申請地は川原多目的集会施設の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１４，７３８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号３番を報告します 申請地は川原多目的集会施設の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１０，３５４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番から５番を２３番委員。
２３番委員	３号４番と５番は譲受人が同一人のためまとめて報告いたします。 ３号４番の申請地は舞鶴中学校の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。 続きまして、３号５番の申請地は市営大野原団地の南東に位置しており、現況は田である。 申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のす

	べてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６，１２７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番から７番を３０番委員。
３０番委員	３号６番を報告します。 申請地は市営上井団地の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，５４６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続いて３号７番を報告します。 申請地は下井保育園の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，９５７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を１０番委員。
１０番委員	３号８番を報告します。 申請地は北園活性化センターの西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１４，６５３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を２８番委員。
２８番委員	３号９番を報告します。 申請地は県工業技術センターの北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，８４０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	次に１０番を２番委員。
２番委員	３号１０番を報告します。 申請地は住吉公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，８９８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１１番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	３号１１番を報告します。 申請地は市営東郷団地の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，２３６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を３４番委員。
３４番委員	３号１２番を報告します。 申請地は牧之原養護学校の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，９７５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕-
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１２件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△　議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といた

	します。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途変更４件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。用途変更の１番を３番委員。
３番委員	４号用途変更１番を報告します。 申請地は宮久自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は、牛舎を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番、３番及び４番を１番委員。
１番委員	４号用途変更の２番を報告します。 申請地は三縄地区自治公民館の東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は宅地、東は道路、西は水路である。用途区分変更目的は農業機械用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。 続きまして、４号３番を報告します。 申請地は中野公民館の北東に位置しており、現況は製茶工場である。申請地の北は畑、南は宅地、東は道路、西は山林である。用途区分変更目的は製茶工場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。 続きまして、４号４番を報告します。 申請地は向田自治公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は通路、南は水路、東は水路、西は通路である。用途区分変更目的は牧草置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。ただ今の報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の用途変更４件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更４件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

議長（会長）	次に議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。 当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が３件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を６番委員。

６番委員	５号１番を報告いたします。 申請地は清水公民館の西に位置し、現況は田である。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は水路である。転用目的は店舗用地造成、駐車場を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番及び３番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	５号２番を報告いたします。 申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地の東は宅地、西は畑、南と北は宅地である。転用目的は山林にするものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。 ５号３番を報告いたします。 申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地の東は道路、西は水路、南と北は５条許可地である。転用目的は葬儀場を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。 農地転用事業計画変更申請３件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。 これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。 当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請４件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を３０番委員。
３０番委員	６号１番について報告します。 申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお平成９年１０月頃物置を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地

	域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は物置を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は７７㎡であり、物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東と西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番及び３番を１番委員。
１番委員	６号２番を報告します。 申請地は霧島神宮駅の南東に位置し、現況は農業用肥料発酵施設である。なお、平成２７年７月頃建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要です。法定小作人なし。転用目的は農業用肥料発酵施設を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は５５０㎡であり、農業用肥料発酵施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は雑種地、南は宅地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして、６号３番を報告します。 申請地は霧島神宮駅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８２３㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は４条申請地、南と北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる以上です。
議長（会長）	次に４番を２番委員。
２番委員	６号４番を報告します。 申請地は牧之原中学校の北に位置し、現況は雑種地である。平成１２年１２月に５条許可を受けていますが、地目変更されていない土地です。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２７０㎡であり、太陽光発電パネル２５２枚、総出力７４．３４キロワットの太陽光発電施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は中学校、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
議長（会長）	私から１つ質問なんですが、２番の農業用発酵肥料施設というのはいわゆる堆肥舎ですか。

１番委員	はい、ビニールハウスの中で発酵するそうです。
議長（会長）	申請者の地番と似ているので近隣の住民に迷惑はかかりませんか。
１番委員	付近に住宅はありません。
議長（会長）	わかりました。他に質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請４件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。鹿児島県農業会議常設審議委員会への意見聴取につきましては、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件がありませんので、意見聴取は行いません。

△　議案第７号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請１９件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番及び２番を６番委員。
６番委員	７号１番を報告します。 申請地は清水公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗用地・駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、開発許可申請については現在申請中である。計画面積は２，６１７㎡であり、店舗用地・駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第一種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして、７号２番を報告します。 申請地は小畑公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６４２㎡であり、杉１２０本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路と道路、西は山林と、南は水路と道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上で

	す。
議長（会長）	３番を２番委員。
２番委員	７号３番を報告します。 申請地は川原地区多目的研修集会施設の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９６㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田と山林、西と南と北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番を３４番委員。
３４番委員	７号４番を報告します。 申請地は国分中央町郵便局の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４０５㎡であり、駐車場１０台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は雑種地と宅地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	５番及び６番を１２番委員。
１２番委員	７号５番について報告します。 申請地は市営奈良田団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２６１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号６番を報告します。 申請地は姫城公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，８８７㎡であり、共同住宅用地に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は鉄道用地、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上

	のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	続いて、７番を２６番委員
２６番委員	７号７番を報告します。 申請地は石峰自治公民館の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２５９㎡であり、通路にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を１番委員。
１番委員	７号８番を報告します。 申請地は大窪自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１４２㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は雑種地、南は水路と雑種地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番及び１０番を３番委員。
３番委員	７号９番を報告します。 申請地は小浜小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４４７㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は原野である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして、７号１０番を報告します。 申請地は松山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９００㎡であり、共同住宅を建設するには相当な面積であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は水路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に１１番及び１２番を２番委員。
２番委員	７号１１番を報告します。 申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７１９㎡であり、また、隣接地の雑種地の２．６２㎡を一体利用するもので、全体計画面積は７２１．６２㎡である。宅地分譲２区画に利用するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は畑、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして７号１２番を報告します。 申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７０７㎡であり、宅地分譲２区画に利用するには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西と南と北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番から１５番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	７号１３番を報告します。 申請地は市営川原団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２４１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東と南と北は宅地、西は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして７号１４番を報告します。 申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７９５㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東、南、北は宅地、西は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 次に７号１５番を報告します。

	申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は葬儀場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２７０㎡であり、葬儀場にするには相当な面積であると思われる。また、隣接地５条許可地の６５７㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は９２７㎡である。申請地の東は道路、西は水路、南と北は５条許可地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１６番及び１７番を１４番委員。
１４番委員	７号１６番を報告します。 申請地は市営三田坪団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９１８㎡であり、共同住宅を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と道路、西は道路、南は田、北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ７号１７番を報告します。 申請地は市営三田坪団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３６０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番及び１９番を１１番委員。
１１番委員	７号１８番を報告します。 申請地は福山総合支所の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に福山総合支所があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１８３㎡であり、太陽光発電施設に利用するためには相当な面積である思われる。申請地の東は宅地、西は通路、南は県道、北は７号１９番申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて７号１９番を報告します。 申請地は福山総合支所の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に福山総合支所があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されて

	いる。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１９６㎡であり、太陽光パネルは、７号１８番、７号１９番の両方で５８０枚を設置するためには相当な面積である思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は県道、北は７号１８番、１９番の土地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
議長（会長）	２１番委員。
２１番委員	１４番については事業計画変更の２番でも出ていますが、山林にするということでしたが、隣接地が宅地と畑で、隣接地の宅地の方から植林後、何か言われないだろうかと心配するんですが。
３７番委員	クヌギとツツジを植えるということでした。
２１番委員	クヌギも１０年や２０年経てば茂ってくるのではないでしょうか。
３７番委員	隣接地といっても少し小高いところにあるので、隣接地近くまでは植えられないとの事です。
議長（会長）	他にありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の１９件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これらについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 鹿児島県農業会議常設審議委員会への意見聴取につきましては、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件がありませんので、意見聴取は行いません。

△　議案第８号　「あっせん申出」について

議長（会長）	続きまして、議案第８号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出の貸付希望４件、借受希望２件、買受希望１件の計７件が提出されました。なお、借受希望の１は取下げられましたので、残る６件について審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番を１３番委員。
１３番委員	基盤整備はしてあります。地主さんが去年怪我をされまして耕作できないということで今年はもう耕作は間に合わないということは伝えてあります。というのは、この地区はほとんどが自家用米で苗も余分にないので了解してもらっています。それと、この団地は約半分は中間管理機構がやっていますので市の担当にもどうにかしてほしい旨話をしています。そちらがうまくいけばそちらにお願いするという選択肢もあるので、受けたいと思います。
議長（会長）	次に２番及び３番を２７番委員。
２７番委員	この２番と３番の申請地は隣接地でありまして、合計３反４畝くらいです。昨年まで耕作されていました。時期的に今からあっせんを受けてというのは難しいと思いますが、保全管理をしっかりとしておいてくださいということをお願いしてあっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	４番を３６番委員。

３６番委員	この案件は基盤整備が行われた農地でありますけれども、隣接地の畑との間で排水の問題がある畑です。基盤整備を行ったときに排水をどうしたのかわかりませんが、難しい問題のようです。双方から溝辺の産業建設課と土地改良区に何とかならないか相談に行っておられます。土地改良区の方から排水について一応の案が出ておりますので、それを示して、納得されるようであればすすめていきたいと思っています。あっせんを受けた上で何とか方策を考えてみたいと思います。
議長（会長）	借受希望の２番を３０番委員。
３０番委員	借受希望人は、農大にて平成２８年５月から平成２９年４月まで１年間研修を受講され野菜つくりの勉強をされました。作付け品目としてはキャベツとさといもなどを予定しているとのことです。希望地域に敷根と重久方面があり、重久方面を熟知している３番委員と一緒にお受けしたいと思います。
議長（会長）	買受希望の３番を１６番委員。
１６番委員	３０，０００㎡という大きい面積ですけれども、上之段・川内・平山方面ということで少しでも出はしないだろうかということであっせんを受けたいと思います。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望４件、借受希望１件、買受希望１件の計６件について、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第８号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番を１３番委員と７番委員に、２番及び３番を２７番委員と１３番委員に、４番を３６番委員と２９番委員に、借受希望の２番を３０番委員と３番委員に、買受希望３番を１６番委員と２３番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。
議長（会長）	以上で平成２９年第５回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第５回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
内田事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時１０分」

番

番

番